

新型コロナウイルス感染症対策本部（第43回）

日時：令和2年9月25日（金）

18時00分～18時20分

場所：官邸4階 大会議室

議 事 次 第

1. 開 会

2. 議 事

（1）新型コロナウイルス感染症への対応について

3. 閉 会

（配布資料）

資料1 厚生労働省提出資料

資料2 内閣官房（新型コロナウイルス感染症対策推進室）提出資料

資料3 経済産業省提出資料

資料4 内閣官房（国家安全保障局）提出資料

最近の感染状況と厚生労働省の取組

令和2年9月25日(金)

厚生労働省

新型コロナウイルス感染症の発生状況

【国内事例】括弧内は前日比

※令和2年9月24日24時時点

	PCR検査 実施人数(※3)	陽性者数	入院治療等を要する者		退院又は療養解除と なった者の数	死亡者数	確認中(※4)
				うち重症者			
国内事例(※1,※5) (チャーター便帰国 者を除く)	1,703,049 (+19,021)	79,565 (+477) ※2	5,381 (-523)	163 (-3) ※6	72,643 (+944)	1,531 (+12)	62 (+16)
空港検疫	204,829 (+1,530)	917 (+7)	84 (-1)	0	832 (+8)	1	0
チャーター便 帰国者事例	829	15	0	0	15	0	0
合計	1,908,707 (+20,551)	80,497 (+484) ※2	5,465 (-524)	163 (-3) ※6	73,490 (+952)	1,532 (+12)	62 (+16)

- ※1 チャーター便を除く国内事例については、令和2年5月8日公表分から、データソースを従来の厚生労働省が把握した個票を積み上げたものから、各自治体がウェブサイトで公表している数等を積み上げたものに変更した。
- ※2 新規陽性者数は、各自治体がプレスリリースしている個別の事例数(再陽性例を含む)を積み上げて算出したものであり、前日の総数からの増減とは異なる場合がある。
- ※3 一部自治体については件数を計上しているため、実際の人数より過大となっている。件数ベースでウェブ掲載している自治体については、前日比の算出にあたって件数ベースの差分としている。前日の検査実施人数が確認できない場合については最終公表時点の数値との差分を計上している。
- ※4 PCR検査陽性者数から入院治療等を要する者の数、退院又は療養解除となった者の数、死亡者の数を減じて厚生労働省において算出したもの。なお、療養解除後に再入院した者を陽性者数として改めて計上していない県があるため、合計は一致しない。
- ※5 国内事例には、空港検疫にて陽性が確認された事例を国内事例としても公表している自治体の当該事例数は含まれていない。
- ※6 東京都、滋賀県、京都府、福岡県及び沖縄県の重症者数については、都府県独自の基準に則って発表された数値を用いて計算しており、集中治療室(ICU)等での管理が必要な患者は含まれていない。

【上陸前事例】括弧内は前日比

	PCR検査陽性者 ※【 】は無症状病原体保有者数	退院等している者	人工呼吸器又は集中治療室 に入院している者 ※4	死亡者
クルーズ船事例 (水際対策で確認) (3,711人) ※1	712 ※2 【331】	659 ※3	0 ※6	13 ※5

- ※1 那覇港出港時点の人数。うち日本国籍の者1,341人
- ※2 船会社の医療スタッフとして途中乗船し、PCR陽性となった1名は含めず、チャーター便で帰国した40名を含む。国内事例同様入院後に有症状となった者は無症状病原体保有者数から除いている。
- ※3 退院等している者659名のうち有症状364名、無症状295名。チャーター便で帰国した者を除く。
- ※4 37名が重症から軽～中等症へ改善(うち37名は退院)
- ※5 この他にチャーター便で帰国後、3月1日に死亡したとオーストラリア政府が発表した1名がいる。
- ※6 新型コロナウイルス関連疾患が軽快後、他疾患により重症の者が1名いる。

都道府県別新規陽性者数（報告日別）（空港検疫、チャーター便、クルーズ船案件を除く）

報告日	9月11日	9月12日	9月13日	9月14日	9月15日	9月16日	9月17日	9月18日	9月19日	9月20日	9月21日	9月22日	9月23日	9月24日	直近2週間の合計			増減率	直近1週間合計 (人口10万対)	全期間の 合計	
															9月11日から 9月17日まで	9月18日から 9月24日まで					
全 国	639	641	439	265	531	543	480	569	597	469	307	322	216	477	6,495	3,538	2,957	0.84	2.34	79,885	全 国
北 海 道	6	7	3	8	8	11	7	17	17	16	15	9	12	11	147	50	97	1.94	1.85	2,007	北 海 道
青 森	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	0.00	35	青 森
岩 手	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	0.00	23	岩 手
宮 城	15	12	8	3	18	6	9	5	14	2	2	3	3	8	108	71	37	0.52	1.60	383	宮 城
秋 田	0	0	0	1	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	3	1	2	2.00	0.21	53	秋 田
山 形	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	0.00	78	山 形
福 島	9	4	4	3	3	3	1	0	0	3	4	1	2	4	41	27	14	0.52	0.76	232	福 島
茨 城	13	3	3	2	2	2	3	1	1	1	3	2	1	1	38	28	10	0.36	0.35	631	茨 城
栃 木	5	10	0	21	9	1	6	1	9	2	13	2	6	3	88	52	36	0.69	1.86	412	栃 木
群 馬	12	24	6	6	14	24	11	27	15	19	7	13	1	4	183	97	86	0.89	4.43	689	群 馬
埼 玉	25	37	22	16	19	29	21	24	23	16	15	14	12	21	294	169	125	0.74	1.70	4,508	埼 玉
千 葉	31	46	20	11	30	37	34	40	46	35	14	18	20	26	408	209	199	0.95	3.18	3,728	千 葉
東 京	187	226	146	80	191	163	171	220	218	162	98	88	59	195	2,204	1,164	1,040	0.89	7.47	24,661	東 京
神 奈 川	82	68	53	16	52	101	65	78	69	60	20	38	11	58	771	437	334	0.76	3.63	6,516	神 奈 川
新 潟	0	1	1	0	2	2	5	3	1	3	0	0	0	3	21	11	10	0.91	0.45	171	新 潟
富 山	1	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	3	1	2	2.00	0.19	412	富 山
石 川	2	6	0	1	5	0	6	2	6	4	2	4	1	2	41	20	21	1.05	1.85	763	石 川
福 井	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	0.00	244	福 井
山 梨	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2	0	0.00	0.00	182	山 梨
長 野	1	0	0	0	1	2	0	0	2	0	2	0	0	0	8	4	4	1.00	0.20	304	長 野
岐 阜	5	6	12	2	2	0	0	0	1	0	2	1	3	3	37	27	10	0.37	0.50	606	岐 阜
静 岡	1	0	0	0	2	5	3	5	2	3	0	0	0	0	21	11	10	0.91	0.27	528	静 岡
愛 知	48	29	33	23	21	22	36	40	31	33	19	9	14	34	392	212	180	0.85	2.38	5,192	愛 知
三 重	5	2	3	3	1	2	1	2	1	1	4	5	3	1	34	17	17	1.00	0.95	484	三 重
滋 賀	1	3	0	0	1	2	1	1	1	1	1	0	2	2	16	8	8	1.00	0.57	489	滋 賀
京 都	2	7	8	4	13	9	9	5	8	18	5	7	3	5	103	52	51	0.98	1.97	1,715	京 都
大 阪	120	84	78	33	89	78	57	61	81	60	40	67	39	66	953	539	414	0.77	4.70	10,330	大 阪
兵 庫	16	20	15	8	24	20	16	12	21	5	27	13	1	9	207	119	88	0.74	1.61	2,644	兵 庫
奈 良	2	1	0	1	4	0	1	0	1	2	1	1	2	0	16	9	7	0.78	0.53	560	奈 良
和 歌 山	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	3	1	2	2.00	0.22	239	和 歌 山
鳥 取	1	8	1	2	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	14	13	1	0.08	0.18	36	鳥 取
島 根	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	1	-	0.15	138	島 根
岡 山	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	3	1	2	2.00	0.11	149	岡 山
広 島	0	2	2	4	2	0	0	1	0	1	3	8	5	3	31	10	21	2.10	0.75	495	広 島
山 口	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	2	2	0	0.00	0.00	197	山 口
徳 島	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0.00	0.00	147	徳 島
香 川	0	2	0	3	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	6	6	0	0.00	0.00	94	香 川
愛 媛	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	0.00	114	愛 媛
高 知	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	3	0	0.00	0.00	137	高 知
福 岡	25	14	9	7	11	11	9	8	9	6	2	2	1	5	119	86	33	0.38	0.65	5,022	福 岡
佐 賀	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	2	1	1	1.00	0.12	246	佐 賀
長 崎	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2	0	0.00	0.00	236	長 崎
熊 本	7	4	1	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	1	15	13	2	0.15	0.11	573	熊 本
大 分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	0.00	158	大 分
宮 崎	1	2	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	5	0	0.00	0.00	365	宮 崎
鹿 児 島	0	0	0	0	1	3	0	0	1	0	1	10	1	4	21	4	17	4.25	1.06	396	鹿 児 島
沖 縄	10	11	10	4	4	8	6	12	16	15	7	6	13	6	128	53	75	1.42	5.16	2,414	沖 縄
その他(※2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	-	149	その他(※2)

※1 過去の報告があった県については、報告日別に過去に遡って計上した

※2 その他は、長崎県のクルーズ船における陽性者数

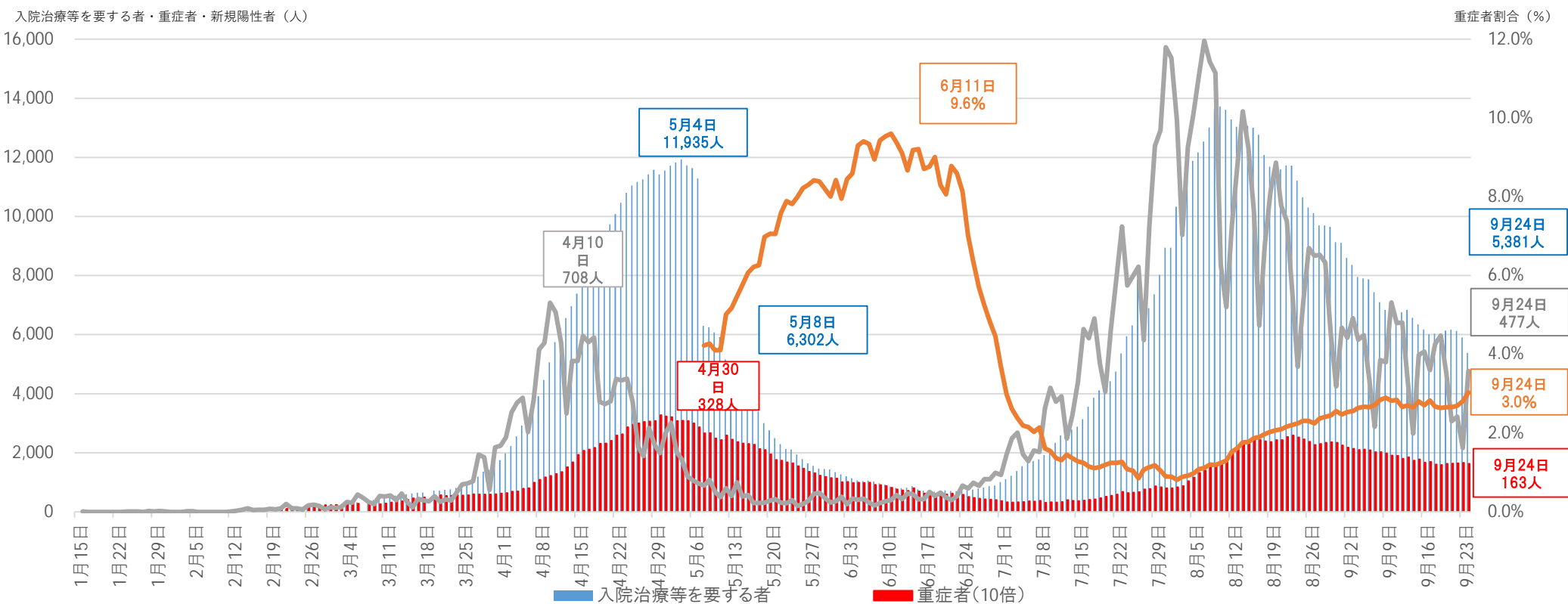
※3 人口10万対の人数は、令和元年10月1日現在の都道府県別推計人口（総務省）により算出している

※4 次のとおり色分けをしている

100以上：赤、50～99：橙、10～49：黄

増減率が1より大きい都道府県数	感染者数ゼロの都道府県数
9	13

入院治療等を要する者・重症者・新規陽性者数等の推移



※1 チャーター便を除く国内事例。令和2年5月8日公表分から、データソースを従来の厚生労働省が把握した個票を積み上げたものから、各自治体がウェブサイトで公表している数等を積み上げたものに変更した。

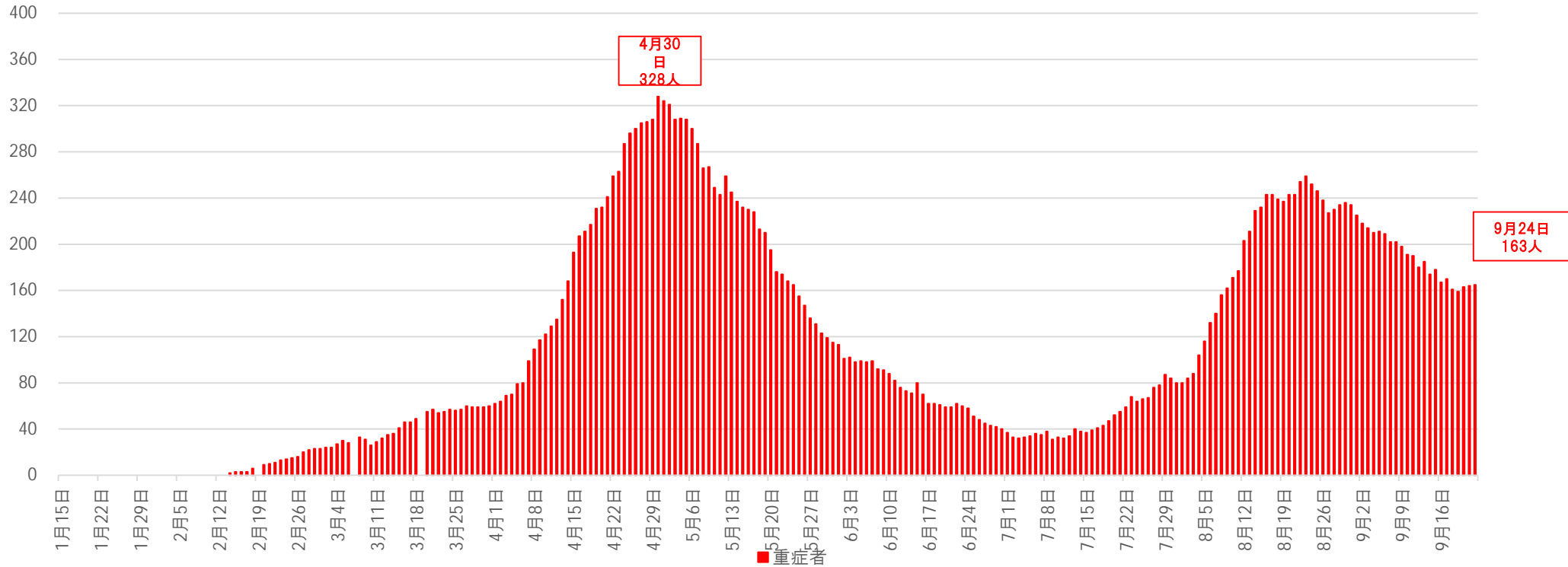
※2 重症者割合は、集計方法を変更した5月8日から算出している。重症者割合は「入院治療等を要する者」に占める重症者の割合。

※3 入院治療等を要する者・重症者と新規陽性者は表示上のスケールが異なるので（新規陽性者及び重症者数は10倍に拡大して表示）、比較の場合には留意が必要。

※4 東京都、滋賀県、京都府、福岡県及び沖縄県の重症者数については、都府県独自の基準に則って発表された数値を用いて計算しており、集中治療室（ICU）等での管理が必要な患者は含まれていない。

重症者等の推移

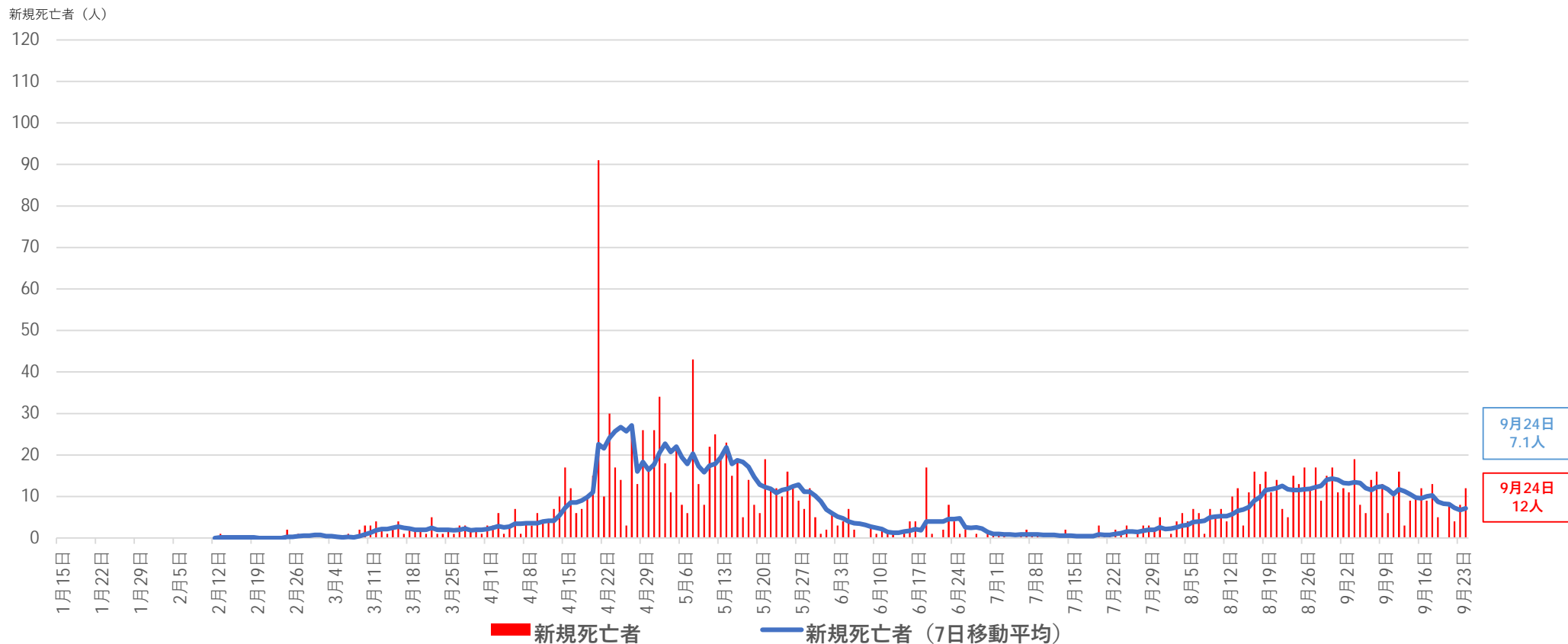
重症者（人）



※1 チャーター便を除く国内事例。令和2年5月8日公表分から、データソースを従来の厚生労働省が把握した個票を積み上げたものから、各自治体がウェブサイトで公表している数等を積み上げたものに変更した。

※2 東京都、滋賀県、京都府、福岡県及び沖縄県の重症者数については、都府県独自の基準に則って発表された数値を用いて計算しており、集中治療室（ICU）等での管理が必要な患者は含まれていない。

新規死亡者の推移



※ チャーター便を除く国内事例。令和2年4月21日公表分から、データソースを従来の厚生労働省が把握した個票を積み上げたものから、各自治体がウェブサイトで公表している数等を積み上げたものに変更した。

直近の感染状況等

○新規感染者数の動向

- ✓ 全国の発症時点で見えた感染状況は、7月末をピークに減少に転じたが、その傾向に鈍化が見られる。8月最終週以降、東京、大阪、愛知の実効再生産数は、1をはさんで前後しており、全国的にも直近で1に近い水準となっている。
- ✓ 接待を伴う飲食店などハイリスクの場における積極的な対応や都道府県による自粛要請への協力、市民の行動変容の影響などもあってか、新規感染者数は全国的に減少していたが、上昇に転じる動きも見られ、その動向に留意が必要。
・人口10万人当たりの1週間の累積感染者数(9/9～15、9/16～22)
全国(2.96人(3,731人↑)、2.61人(3,287人↓))、東京都(9.02人(1,255人↑)、8.05人(1,120人↓))、
愛知県(2.79人(211人↑)、2.52人(190人↓))、大阪府(6.37人(561人↑)、5.04人(444人↓))、
福岡県(2.27人(116人↓)、0.92人(47人↓))
・感染経路が特定できない症例の割合(9/12～18) 全国 48.4%(前週差0.5%↓)、東京都 50.5%(3.5%↓)

○入院患者数の動向(※)

- ✓ 入院患者数は減少傾向となっている。受入確保病床に対する割合(括弧内)も同様であるが、一部地域ではやや高水準となっている。
・入院患者数(9/16): 全国 3,754人↓(14.2%)、東京都 1,234人↓(30.9%)、愛知県 172人↓(21.7%)、
大阪府 375人↓(28.3%)、福岡県 144人↓(29.4%)、沖縄県 145人↓(31.2%)
- ✓ 重症者数は7月上旬以降増加傾向が続いていたが、8月下旬以降減少傾向となっている。
・重症者数(9/16): 全国 316人(300人↓)(9.6%(9.1%))、東京都 116人↑(23.2%)、愛知県 19人↑(27.1%)、
大阪府(※) 51人(35人↓)(19.5%(13.4%))、福岡県 10人↓(16.7%)、沖縄県 22人↑(41.5%)

○検査体制

- ✓ 検査件数に変動はあるが、直近の検査件数に対する陽性者の割合は2.9%であり、緊急事態宣言時(4/6～4/12の8.8%)と比較すると引き続き低位であるが、4連休に伴う検査数の減少の影響にも留意が必要である。
・検査数(9/7～9/13、9/14～20(※)): 全国(126,734件↓、81,024件↓)、東京都(37,369件↑、19,614件↓)、
愛知県(4,315件↑、3,006件↓)、大阪府(9,986件↓、6,409件)、福岡県(6,652件↓、4,899件↓)
・陽性者の割合(9/7～9/13、9/14～20(※)): 全国(2.9%(前週差0.1%ポイント↓)、4.3%(1.4%ポイント↑)、
東京都(3.3%(0.5%ポイント↑)、6.1%(2.8%ポイント↑)、愛知県((4.6%(0.4%ポイント↓)、6.9%(2.3%ポイント↑)、
大阪府(5.7%(1.2%ポイント↑)、7.2%(1.5%ポイント↑))、福岡県(1.9%(1.0%ポイント↓)、1.2%(0.7%ポイント↓)

※ 「入院患者数の動向」は、厚生労働省「新型コロナウイルス感染症患者の療養状況、病床数等に関する調査」による。この調査では、記載日の0時時点で調査・公表している。
重症者数については、8月14日公表分以前とは対象者の基準が異なる。↑は前週と比べ増加、↓は減少を意味する。

※ 重症者数については、9月16日公表分以降は対象者の基準が異なる。()内の数字は前週と同じ基準で比較した場合の数値。

※ 9/14～20の検査数の数値は、民間検査会社と医療機関からの数字が一部含まれていない暫定値。陽性者数についても、陽性者数を当該検査数で割ったもののため、暫定値。

<感染状況について>

- ・ 新規感染者数は、8月第1週をピークとして全国的に減少に転じたが、その傾向に鈍化が見られる。発症日ベースの流行曲線でも、7月27～29日をピークとして下降に転じたが、その傾向が鈍化している。また、検査件数に対する陽性者割合は、前週差で0.1%ポイント減少して2.9%となった。(～9月13日の1週間)
- ・ 8月第1週以降、新規感染者数がいったん減少に転じた要因としては、接待を伴う飲食店など感染拡大の端緒となりうるハイリスクの場における積極的な対応や都道府県による自粛要請への協力が功を奏しはじめたことや、感染拡大の報道等に伴う市民の行動変容の影響などが考えられる。
- ・ 一方で、8月最終週以降、複数の自治体で新規感染者数の減少が止まってしまふ動きや増加に転じる動きが見られ、その動向に注意が必要である。とりわけ、東京、大阪、愛知の実効再生産数は、1をはさんで前後しており、全国的にも直近で1に近い水準となっている。これは、社会活動が活性化の中で、会食や職場などを介した感染が生じていることがうかがわれ、シルバーウィークの人の動きの影響や検査数の減少の影響なども含め、全国的な感染拡大につながることはないよう、警戒を続けていく必要がある。
- ・ また、感染者数に占める中高年層の割合は、6月～7月と比較すると引き続き高い水準で推移しており、留意を要する状況である。一方で、重症者の状況については、7月上旬以降増加傾向が続いていたが、8月下旬以降減少傾向となっている。
- ・ 世界的にも、連日30万人近い新規感染者数を記録するなど感染拡大が続いていること等にも留意が必要である。

<今後の対応について>

- ・ これまで国内で感染拡大のきっかけとなってきた接待を伴う飲食店などのリスクの高い場における積極的な対応を継続していくとともに、クラスターが生じている会食や職場等での対応を強化していく必要がある。また、イベントや旅行の増加、大学での授業再開などで人の動きや対面での社会活動の活性化が見込まれる中で、改めて、「3密」や大声を上げる環境の回避、室内でのマスクの着用、フィジカル・ディスタンスの徹底、換気の徹底など、基本的な感染予防対策の実施を徹底することが重要である。
- ・ 併せて、院内・高齢者施設における施設内感染対策により重症者・死亡者を抑えていくとともに、クラスターが起きた場合の早期対応など、これからも必要な対策を継続すべきである。
- ・ 一方で、今後は異なる場が感染拡大のきっかけになる可能性もあり、諸外国での知見なども参考にしながら、感染拡大の端緒となり得る大規模クラスターやクラスター連鎖への早期かつ適切な対応ができる体制を整備していくことが求められる。また、地域によっては予想できない再拡大が生じる可能性があることにも留意が必要である。

- 4月に緊急事態宣言を発し、感染状況は改善したが、社会経済活動全般に大きな影響
- 感染者のうち、8割の者は他の人に感染させていない。また、8割は軽症又は無症状のまま治癒するが、2割で肺炎症状が増悪。一方、若年層では重症化割合が低く、65歳以上の高齢者や基礎疾患を有する者で重症化リスクが高いことが判明
- これまで得られた新たな知見等を踏まえれば、ハイリスクの「場」やリスクの態様に応じたメリハリの効いた対策を講じることによって、重症者や死亡者をできる限り抑制しつつ、社会経済活動を継続することが可能
- こうした考え方の下、重症化するリスクが高い高齢者や基礎疾患がある者への感染防止を徹底するとともに、医療資源を重症者に重点化。また、季節性インフルエンザの流行期に備え、検査体制、医療提供体制を確保・拡充
⇒ 感染防止と社会経済活動との両立にしっかりと道筋をつける

1. 感染症法における入院勧告等の権限の運用の見直し

- ・ 軽症者や無症状者について宿泊療養（適切な者は自宅療養）での対応を徹底し、医療資源を重症者に重点化。感染症法における権限の運用について、政令改正も含め、柔軟に見直し

2. 検査体制の抜本的な拡充

- ・ 季節性インフルエンザ流行期に対応した地域の医療機関での簡易・迅速な検査体制構築。抗原簡易キットを大幅拡充（20万件／日程度）
- ・ 感染拡大地域等において、その期間、医療機関や高齢者施設等に勤務する者全員を対象とする一斉・定期的な検査の実施
- ・ 市区町村で一定の高齢者等の希望により検査を行う場合の国の支援
- ・ 本人等の希望による検査ニーズに対応できる環境整備

3. 医療提供体制の確保

- ・ 患者の病床・宿泊療養施設の確保のための10月以降の予算確保
- ・ 患者を受け入れる医療機関の安定経営を確保するための更なる支援
- ・ 地域の医療提供体制を維持・確保するための取組み・支援を進め、季節性インフルエンザ流行期に備え、かかりつけ医等に相談・受診できる体制の整備
- ・ 病床がひっ迫した都道府県に対する他都道府県や自衛隊の支援

4. 治療薬、ワクチン

- ・ 治療薬の供給を確保、治療薬の研究開発に対する支援
- ・ 全国民に提供できる数量のワクチンの確保（令和3年前半まで）
- ・ 身近な地域での接種体制や健康被害救済措置の確保等
- ・ 健康被害の賠償による製造販売業者等の損失を国が補償できる法的措置

5. 保健所体制の整備

- ・ 自治体間の保健師等の応援派遣スキームの構築
- ・ 都道府県単位で潜在保健師等を登録する人材バンクの創設
- ・ 保健所等の恒常的な人員体制強化に向けた財政措置

6. 感染症危機管理体制の整備

- ・ 国立感染症研究所及び国立国際医療研究センターの連携による、感染症の感染力・重篤性等を迅速に評価・情報発信できる仕組みの整備
- ・ 実地疫学専門家の育成・登録による感染症危機管理時に国の要請で迅速に派遣できる仕組みの構築

7. 国際的な人の往来に係る検査能力・体制の拡充

- ・ 入国時の検査について成田・羽田・関西空港における1万人超の検査能力を確保（9月）

厚生労働省の取組状況

- 9月15日に新型コロナウイルス感染症対策として、厚生労働省所管で1.6兆円の予備費の使用を閣議決定。今後、これを活用し、季節性インフルエンザの流行期に備え、医療提供体制の確保、検査体制の拡充等の取組を進める。
- 感染症法における権限の運用の見直しについて、本日の厚生科学審議会感染症部会で、
 - ①入院措置の対象について、都道府県知事の合理的かつ柔軟な対応を認めつつ、高齢者や基礎疾患を有する者等の重症化リスクのある者を明記することや、
 - ②疑似症患者の医師による保健所への届出について、季節性インフルエンザと区別が困難であることから、入院の場合に限ることについて審議。この結果を踏まえ、今後政令改正を検討。
- 季節性インフルエンザ流行期に対応した地域の医療機関での簡易・迅速な検査体制構築に向けて、指針を策定し、10月中の体制整備を都道府県に依頼。今後、情報提供・助言等をきめ細かく行い、都道府県を支援。また、抗原簡易キットの増産等をメーカーに要請。
- ワクチンの確保については、米ファイザー社・英アストラゼネカ社、米モデルナ社のワクチン確保のため、9月8日に閣議決定された予備費を活用し、今後、最終契約を順次締結。
また、ワクチンを共同購入する国際的な仕組みであるCOVAXファシリティについて9月15日に我が国として正式に参加。
- ワクチンの接種についても、本日の新型コロナウイルス感染症対策分科会で、国・自治体の役割分担を含めた実施体制や、接種順位等に関する「中間とりまとめ」を決定。
- 空港検疫について、抗原定量検査機器の設置、検査ブースの拡充や検査待機場所の確保を進め、今月中には1万人超の検査能力を確保する見込み。

新型コロナウイルスに関連した感染症の発生状況等について①(令和2年9月24日24時時点)

	中国	香港	マカオ	日本	韓国	台湾	シンガポール	ネパール	タイ	ベトナム	マレーシア	豪州	米国	カナダ
感染者数	85,314	5,050	46	80,497	23,341	509	57,639	67,804	3,516	1,069	10,505	26,980	6,933,548	149,939
死亡者数	4,634	104		1,532	393	7	27	436	59	35	133	861	201,884	9,294

	フランス	ドイツ	カンボジア	スリランカ	アラブ首長国連邦	フィンランド	フィリピン	インド	イタリア	英国	ロシア	スウェーデン	スペイン	ベルギー
感染者数	469,427	279,025	275	3,324	87,530	9,288	294,591	5,646,010	302,537	412,245	1,117,487	89,756	693,556	106,887
死亡者数	31,421	9,423		13	406	343	5,091	90,020	35,758	41,951	19,720	5,876	31,034	9,959

	エジプト	イラン	イスラエル	レバノン	クウェート	バーレーン	オマーン	アフガニスタン	イラク	アルジェリア	オーストリア	スイス	クロアチア	ブラジル
感染者数	102,375	432,798	204,690	31,792	101,299	67,014	95,339	39,145	332,635	50,400	39,984	50,548	15,340	4,591,364
死亡者数	5,822	24,840	1,325	328	590	231	875	1,446	8,754	1,698	777	1,772	257	138,105

	ジョージア	パキスタン	北マケドニア	ギリシア	ノルウェー	ルーマニア	デンマーク	エストニア	オランダ	サンマリノ	リトアニア	ナイジェリア	アイスランド	アゼルバイジャン
感染者数	4,140	308,217	17,049	16,286	13,277	116,415	24,822	3,033	105,304	723	3,932	57,724	2,476	39,524
死亡者数	25	6,437	710	357	267	4,550	643	64	6,344	42	87	1,102	10	580

	ベラルーシ	ニュージーランド	メキシコ	カタール	ルクセンブルク	モナコ	エクアドル	アイルランド	チェコ	アルメニア	ドミニカ共和国	インドネシア	アンドラ	ポルトガル
感染者数	76,357	1,827	710,049	124,175	8,090	199	129,892	33,675	55,464	47,877	109,737	257,388	1,753	70,465
死亡者数	796	25	74,949	212	124	1	11,171	1,794	555	942	2,074	9,977	53	1,928

新型コロナウイルスに関連した感染症の発生状況等について②(令和2年9月24日24時時点)

	ラトビア	セネガル	サウジアラビア	ヨルダン	アルゼンチン	チリ	ウクライナ	モロッコ	チュニジア	ハンガリー	リヒテンシュタイン	ポーランド	スロベニア	パレスチナ
感染者数	1,572	14,795	331,359	6,042	664,799	449,903	189,488	107,743	12,479	20,450	116	81,673	4,694	37,083
死亡者数	36	303	4,569	35	14,376	12,345	3,784	1,918	174	702	1	2,344	143	272

	ボスニア・ヘルツェゴビナ	南アフリカ	ジブラルタル(英領)	ブータン	カメルーン	トーゴ	セルビア	スロバキア	バチカン	コロンビア	ペルー	コスタリカ	マルタ	パラグアイ
感染者数	26,081	665,188	—	261	20,690	1,701	33,080	7,269	12	784,268	776,546	68,059	2,856	35,571
死亡者数	790	16,206	—	—	416	41	744	41	—	24,746	31,568	781	25	727

	バングラデシュ	モルドバ	ブルガリア	モルディブ	ブルネイ	キプロス	アルバニア	ブルキナファソ	モンゴル	パナマ	ポリビア	ホンジュラス	コンゴ民主共和国	ジャマイカ
感染者数	353,844	48,232	19,283	9,885	145	1,654	12,787	1,929	313	107,990	131,990	72,675	10,537	5,395
死亡者数	5,044	1,244	779	34	3	22	370	56	—	2,291	7,731	2,222	271	76

	トルコ	コートジボワール	ガイアナ	ガンジー(英領)	ジャージー(英領)	ケイマン諸島(英領)	キューバ	トリニダード・トバゴ	スーダン	ギニア	エチオピア	ケニア	グアテマラ	ベネズエラ
感染者数	308,069	19,430	2,535	—	—	—	5,270	4,136	13,578	10,434	71,083	37,348	87,442	69,439
死亡者数	7,711	120	69	—	—	—	118	67	836	65	1,141	664	3,154	574

	ガボン	ガーナ	アンティグア・バーブーダ	カザフスタン	ウルグアイ	アルバ	ナミビア	セーシェル	セントルシア	ルワンダ	エスワティニ	キュラソー	スリナム	モーリタニア
感染者数	8,716	46,153	97	107,529	1,946	—	10,663	143	27	4,779	5,343	—	4,779	7,425
死亡者数	54	299	3	1,699	47	—	117	—	—	27	108	—	101	161

新型コロナウイルスに関連した感染症の発生状況等について③(令和2年9月24日24時時点)

	コソボ	コンゴ共和国	セントビンセント及びグレナ	中央アフリカ	ウズベキスタン	赤道ギニア	リベリア	タンザニア	ソマリア	ベナン	バハマ	モンテネグロ	バルバドス	キルギス
感染者数	12,683	5,005	64	4,802	53,275	5,018	1,337	509	3,465	2,325	3,618	9,428	189	45,630
死亡者数	488	89		62	444	83	82	21	98	40	80	151	7	1,063

	ザンビア	ジブチ	ガンビア	モーリシャス	フィジー	エルサルバドル	チャド	ニカラグア	モントセラト(英領)	マダガスカル	ハイチ	アンゴラ	ニジェール	バプアニューギニア
感染者数	14,443	5,407	3,542	367	32	27,954	1,164	5,073	—	16,167	8,646	4,363	1,193	527
死亡者数	332	61	110	10	2	819	82	149	—	226	225	159	69	7

	ジンバブエ	カーボベルデ	エリトリア	東ティモール	マン島(英王室属領)	ウガンダ	ニューカレドニア	シリア	モザンビーク	グレナダ	ベリーズ	ハミュータ(英領)	ミャンマー	ドミニカ国
感染者数	7,725	5,412	364	27	—	6,879	—	3,924	7,262	24	1,706	—	7,827	24
死亡者数	227	54			—	69	—	181	49		22	—	133	

	ラオス	タークス・カイコス諸島(英領)	ギニアビサウ	マリ	セントクリストファー・ネイビス	リビア	アンギラ(英領)	バージン諸島	シエラレオネ	ブルンジ	ボツワナ	マラウイ	ポネール、シント・ユースタティウス及びサバ	フォークランド諸島(英領)
感染者数	23	—	2,324	3,034	19	30,097	—	—	2,183	476	2,567	5,746	—	—
死亡者数	—	—	39	130		469	—	—	72	1	13	179	—	—

	西サハラ	南スーダン共和国	サントメ・プリンシペ	イエメン共和国	タジキスタン共和国	コモロ連合	レソト王国	ダイヤモンド・プリンセス	その他	計
感染者数	10	2,664	908	2,029	9,475	470	1,507	712	9	31,740,742
死亡者数	1	49	15	586	74	7	35	13	2	974,797

※ この他にチャーター便で帰国後、3月1日に死亡したとオーストラリア政府が発表した1名がいる。当該死亡者は豪州の死亡者欄に計上。

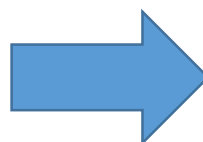
※ 「—」となっている地域については本国に計上している。

イベント開催制限の緩和（概要）

資料 2

時期		収容率	人数上限
9/18以前	屋内	50%以内	5,000人
	屋外	十分な間隔（*できるだけ2m）	5,000人

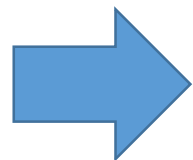
時期		収容率		人数上限
当面11月末まで	イベントの類型	<p>大声での歓声・声援等がないことを前提とするもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・クラシック音楽コンサート、演劇等、舞踊、伝統芸能、芸能・演芸、公演・式典、展示会 等 <p>※映画館等も同様の考え方を適用</p>	<p>大声での歓声・声援等が想定されるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ロック、ポップコンサート、スポーツイベント、公営競技、公演、ライブハウス・ナイトクラブでのイベント等 	<p>①収容人数10,000人超 ⇒収容人数の50%</p> <p>②収容人数10,000人以下 ⇒5,000人</p> <p>(注) 収容率と人数上限でどちらか小さいほうを限度（両方の条件を満たす必要）。</p>
		100%以内 (席がない場合は適切な間隔)	50%以内 (席がない場合は十分な間隔)	

 消毒、マスク着用、参加者の把握、密集の回避、催物前後の行動管理 の徹底等

新型コロナウイルス感染症に関する今後の取組（抜粋）

（令和2年8月28日第42回新型コロナウイルス感染症対策本部）

実用段階にある新技術を活用し、個人が「新しい生活様式」を無理なく実践できるように支えるとともに、行政活動から社会経済活動にいたるまでデジタル化（デジタル・トランスフォーメーション：DX）を図るほか、新型コロナウイルス感染症対策、ポストコロナへの移行を突破口とし、新たな技術開発・イノベーションを強力に推進する。



関係府省の協力を得て、産官学の英知を結集し、革新的な技術のPR、実証を行い、実用化やイベント制限等の合理化に取り組んでいく。

Go Toイベント事業について

2020年9月

商務・サービスグループ

1. 事業概要

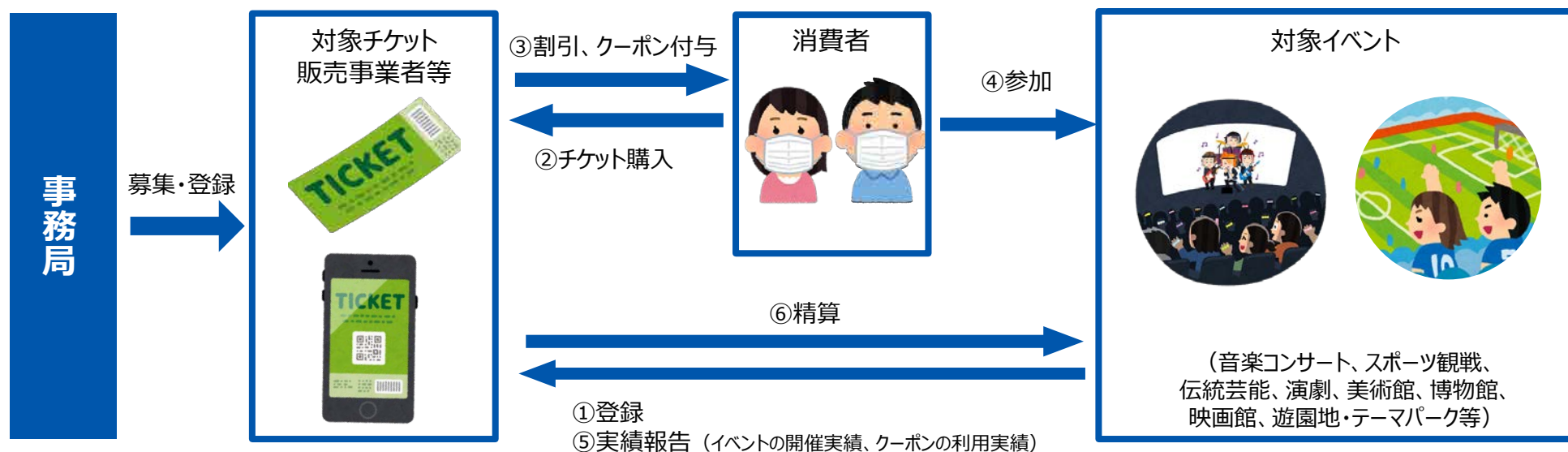
Go Toイベント事業のねらい

- Go Toイベント事業は、新型コロナウイルス感染症の影響により、従前のイベント開催が困難となった「イベント主催者」と、従前のイベントへの参加機会が減ってしまった「参加者」の双方に対して、「新たな生活様式」を取り入れたイベントの開催方法や楽しみ方」
＝「新たなイベントのあり方」への認識や関心を促し、社会に普及・定着させることを目的とした政策。
- これまでのところイベント主催者と参加者の努力と協力により、観客間でのクラスター発生事例は少なく、感染拡大防止と社会活動の両立に向けた流れが生まれてきているところ。この流れを確実なものとするため、本事業では、感染拡大防止と文化芸術やスポーツに関するイベントの需要喚起の両立を図る制度設計を行い、本事業に登録・参加するイベント主催者と参加者双方に対して、着実な感染防止策を行うことを求める。
- また、産業振興の観点からは、本事業の割引やクーポンといった需要喚起策を通じ、
①感染拡大防止策を徹底した上での従来型イベントの振興、
②オンライン等を活用した新しい取組にチャレンジするイベントの振興、
③そうしたイベントを支える周辺産業の振興、
を行うことで、コロナで多大な影響を受けている日本経済の活性化を目指す。

事業スキーム

- 本事業は、新型コロナウイルスによる感染症の流行状況を見極めつつ、チケット購入にあたって、チケット代金の割引やクーポンを消費者に付与することにより、文化芸術やスポーツに関するイベントの需要を喚起することを目的とする。

事業スキームのイメージ



※本事業の開始にあたっては、事務局から、対象となるチケット販売事業者等やイベントの募集・登録を行う予定。

チケットの割引購入・クーポン取得（案）

- 対象となるイベントのチケットを購入する際、割引価格でのチケットの購入またはクーポンの取得を支援（チケット価格の2割相当分）。
- 幅広い消費者が多様なイベントで利用ができるよう、1回の対象チケット購入にあたっての本事業の支援上限額は原則2,000円*に設定する。
（※「ライブ・エンタテインメント白書2019」等を元に、対象となりうるイベントのチケット価格相場を踏まえて設定。）

チケットの割引購入・クーポン取得のイメージ

1) 消費者が対象チケットを購入



- 対象チケット販売サイト等で、本事業の対象となるチケットを購入*

2) A. チケットを割引価格で購入または B. クーポンを取得

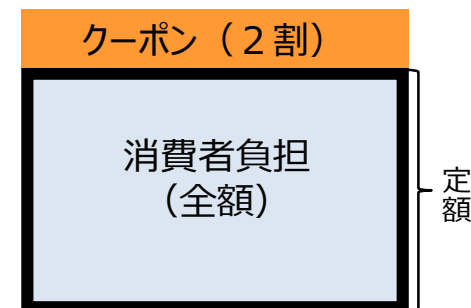
A. 割引購入の場合

- チケットを2割引で購入



B. クーポン取得の場合

- チケット購入をした際に、物販購入や次回以降のチケット購入に利用できる、クーポン（チケット購入価格の2割相当分）を取得



※対象となるチケットは、チケット販売事業者等において販売数・価格等を正確かつ迅速に把握・管理する仕組みを構築しているものに限る。

対象となるイベントの範囲（案）

- 対象となるイベントは、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた文化芸術やスポーツに関する行事であって、国内で不特定かつ多数を対象にして、有償で消費者に対して提供されるものを基本とする。
(無観客ライブ配信等の新型コロナウイルスに対応する新たな形式のものも含む。)

対象となるイベントの例

文化芸術分野



音楽コンサート



伝統芸能



演劇



美術館



博物館



映画館



遊園地・テーマパーク



無観客ライブ配信等の新たな形式のもの

スポーツ分野



試合観戦



スポーツイベント

等

2. 特にご確認いただきたいポイント

イベント主催者に求める登録条件（感染拡大防止対策関係）（案）

イベント主催者

- 関係する業種別ガイドラインに基づいた感染拡大防止策及び以下の事項の遵守、また取組内容についてイベント参加者に対してわかりやすく公表・掲示することについて、登録時に同意すること。
- 登録したイベント主催者が同意事項を満たしていない場合、登録を取り消す。

<①イベント開催前>

- 事前予約時又は入場時に参加者の連絡先を把握するための具体的な措置を講じる（事前予約時に連絡先を登録するシステムを導入する等）。
- 参加者に対し、接触確認アプリ（COCOA）のダウンロードを促すための具体的な措置に加え、各地域あるいは施設運営者の通知サービスのダウンロードを促すための具体的な措置を講じる（チケット購入ページにダウンロードURLを貼る等）。
- イベント会場への移動時等での密集を回避するために、交通機関・飲食店等の分散利用を促すための具体的な措置を講じる（事前予約システムを活用して参加人数を管理する、一日に複数回の公演等がある場合には入替制を導入する等）。

<②イベント開催時>

- イベント開催中は、参加者が遵守すべき事項をこまめに周知する。
- 参加者に対する検温等の体調チェックを実施するとともに、有症状者の参加を着実に防止する具体的な措置を講じる（入場時に検温等を行い症状がある場合にはイベントへの参加を断る旨を事前周知する、払い戻しルールを規定する等）。
- 施設等内に消毒液を設置し、参加者に対して手指消毒を積極的に促す。さらに、こまめに施設等内を消毒する。
- マスクの着用率100%を担保する（主催者側でマスクの配布又は販売を行う、体質等の理由でマスクの着用が困難な参加者に対してはイベントを通してソーシャルディスタンスを確保することができる導線を用意する等）。
- 参加者に対し大声を出すことを抑止し、大声を出す参加者がいた場合、個別に注意、対応等ができるよう体制を整備する。スポーツイベント等では、ラッパ等の鳴り物も禁止し、個別に注意、対応等ができるよう体制を整備する。
- 人員配置や導線確保等を工夫し、入退場列や休憩時間の密集を回避する措置を徹底する。十分な換気を徹底する。
- 主催者（演者・選手等含む）と参加者がイベント前後・休憩時間等に接触しないよう確実な措置を講じる。

<③イベント開催後>

- クラスタの発生があった場合、保健所、参加者、事務局及びその他関係機関に速やかに連絡をするための体制を構築する。

イベント参加者に求める参加条件（感染拡大防止対策関係）（案）

イベント参加者

- 以下の事項を遵守することについて、チケット購入時に同意すること。
（遵守していない場合には、国費給付分について返還することも同意事項に含める。）

<①イベント参加前>

- チケット購入時又はイベント参加時に連絡先をイベント主催者に登録する。
- 接触確認アプリ（COCOA）を積極的に利用する。
- 各地域あるいは施設運営者の通知サービスを積極的に利用する。
- イベント会場への移動時等での密集を回避するために、交通機関・飲食店等の分散利用を行う。

<②イベント参加時>

- 検温等の体調チェックを実施し、発熱がある場合や風邪症状が見られる場合には参加を控える。
- こまめに手洗いや手指消毒を行う。
- マスクの着用を徹底する。体質等の理由から、マスクの着用が困難な場合は、主催者の指示に従いながら、イベントを通してソーシャルディスタンスを確保する等の行動を行う。
- イベント参加中は大声を出さない。ラッパ等の鳴り物の利用も行わない。

<③イベント参加後>

- イベント参加後に万一、自身の感染が確認された場合は、保健所及びイベント主催者に速やかに連絡をする。

事務局が行う感染拡大防止に向けた対応（案）

- イベント主催者に対して感染拡大防止に向けた取組の実施を登録条件として求めることに加えて、**事務局による感染拡大防止に向けた取組も行い、「新しい生活様式」を取り入れたイベントのあり方の定着を目指す。**

事務局

- 感染拡大防止と「新しい生活様式」を取り入れたイベントのあり方の定着に向けて、主に以下の対応を行う。

<①イベント受付時>

- 登録・参加条件として求める感染拡大防止に向けた取組について周知徹底する（条件を満たさない場合には登録取消等を行うことも併せて周知する）。
- 対象イベントの感染拡大防止策についての事前確認を行う（イベント主催者毎にIDを紐付けるなど、確認漏れ等が起こらない仕組みを構築する）。

<②イベント開催時>

- 対象イベントについて必要に応じて事務局による現地確認を行う（参加者による報告を活用した仕組みも検討する）。
- 感染者が発生した場合の情報共有・連絡体制を構築する（イベント主催者等との連絡及び政府への報告のための専用窓口を設置する）。

<③事業期間通じて>

- イベントにおける感染防止対策に関する広報を行う（内閣官房等とも連携し、「新しい生活様式」を取り入れたイベントの実施方法、楽しみ方等について積極的な広報を検討する）。
- （イベント主催者の承諾の上）対象イベントにおける感染防止のための工夫等について発信、共有する。

事業を進める上での当面の方針（案）

- 文化芸術やスポーツに関するイベントの需要喚起と感染拡大防止を両立する観点から、**以下の方針**にて本事業を進めることとしたい。

- **3密を発生させないオンライン開催のイベント**については、**事務局の準備が整い次第、速やかに募集・登録を始める。**
- **3密対策等を徹底した上でフィジカルに開催されるイベント**については、**募集にあたって、都道府県に対して、本事業の適用についてあらかじめ確認**を行う。
- 以上を前提に、**10月中旬以降からチケット販売事業者等、イベント主催者の募集開始を目指す。**

（事業開始後に、感染状況が悪化するなどして、都道府県からイベント開催の自粛要請が発出された場合）

- 万一、自粛要請期間内に開催された対象イベントについては、対象から除外する（＝当該イベントに関する給付金の給付を行わない。）。

「Go To商店街」事業について

2020年9月

経済産業省 中小企業庁

経営支援部商業課

事業概要

1. 事業概要

- 本事業は、3密対策等の感染拡大防止対策を徹底しながら、商店街がイベント等を実施することにより、周辺地域で暮らす消費者や生産者等が「地元」や「商店街」の良さを再認識するきっかけとなる取組を支援するもの。

対象事業者

商店街等（中小小売業・サービス業のグループ等）

※商店街、飲食店街、温泉組合 等

事業内容

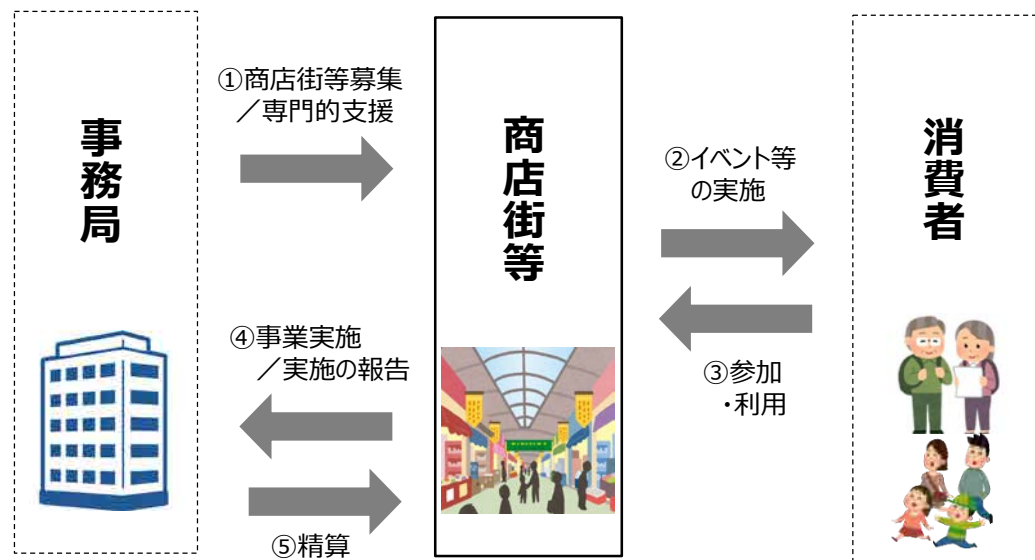
- 消費者や生産者が、地元や商店街の良さを再認識するきっかけとなるような商店街イベント等の実施（オンラインを活用したイベント実施も含む）
- 地域の良さを再発見を促すような、新たな商材の開発やプロモーションの製作

上限額

1商店街等あたり300万円

※連携による事業実施の場合、最大500万円上乗せ

事業スキーム



2. 具体的な事業イメージ

各地域の事情に合わせて、商店街等がイベント等の取組を実施。

地域の消費者・生産者等のニーズを熟知する取組

(例)

- 販促やイベント認知を兼ねたオンライン・アンケート実施
- 地域の生産者や消費者に呼びかけでのフリーマーケット実施
- 消費者・生産者等の生声を反映したタウン誌の発行



地元や商店街の良さを再認識してもらう取組

(例)

- 地域住民や生産者等のふれあいの場を創出するための集客イベント実施
- デジタル技術を活用したオンライン予約の導入や、共同デリバリーサービスの実施等の新たな協業モデルの実証
- オンラインイベントやメディアを通じた地域の魅力発信（例えば、地域で頑張るエッセンシャル・ワーカーの知ってもらうイベント、子供達やアーティストの発表の場を用意するイベント、商店街内の個性的な店主を紹介するサイトの作成など。）

成果を次につなげる取組

(例)

- ホームページやタウン誌を活用した取組成果の公表
- アンケートを活用したニーズの継続的な掘り起こし
- 成功した実証的取組やメディア活動の継続化



商店街HP

- オンラインの活用や、来訪場所・時間帯の分散誘導等による接触機会の縮小



オンラインの活用

<Go To商店街における感染症対策>

- 消毒液の設置、マスク着用の周知等の開催条件に則った感染症対策の徹底
- オンライン予約制や、住居エリア別販促品配布等を通じた、参加者把握の実施

- 商店街内部の企画会議等での、オンライン会議の積極活用



オンライン会議の実施

特にご確認いただきたいポイント

3. 「Go To商店街」事業におけるコロナ対策①

感染症対策として、以下の対応を行いながら事業を進めることとしたい。

1. 開催条件

- イベントを実施する商店街等に対して、以下の項目を義務付け
 - ・ **基本的対処方針（新型コロナウイルス感染症対策本部決定）等の遵守**
 - ・ 商店街ガイドライン・業種別ガイドライン等を踏まえた**感染防止対策の徹底**
 - ・ 参加者への**チラシやポスター掲示等を通じた感染防止対策の周知徹底**

【商店街ガイドライン（商店街における感染症防止対策に向けた基本的な方針）（抜粋）】

特定都道府県以外の都道府県を所在とする商店街におけるイベントの実施については、各都道府県知事のイベント開催制限の方針に反しない形であれば、「新しい生活様式」の実践や、適切な感染防止対策を講じること等の条件を満たすことにより可能である。ただし、当面の間、全国的又は広域的な人の移動が見込まれるものや参加者の把握が困難なものについては、中止を含めて慎重に検討すること。また、規模要件（人数上限）に関しては、各都道府県知事のイベント開催制限の方針に準じること。

～イベント実施時の感染防止対策（抜粋）～

消毒液の設置／受付等の電子化／ソーシャルディスタンス／集客の分散化／参加者への感染防止対策の呼びかけ／適正なスタッフ管理

2. 感染症対策の実施方法

①契約時

商店街等が、上記「1. 開催条件」を遵守する旨の**宣誓書を提出することが契約条件**

→ 宣誓書に従わなかった場合、**契約違反**となる仕組みを構築

②イベント開催時

・感染症対策として遵守すべき事項をまとめた「**Go To商店街事業 実施マニュアル（仮称）（※）**」を事務局が作成し、**参加商店街等に周知**

※感染症の専門医指導のもと、基本的対処方針や商店街ガイドライン等を商店主にも理解しやすい形に編集して参加商店街等へ提供

※参加者に対して接触確認アプリ（COCOA）に加え各地域及び施設運営者による通知サービス等のダウンロードを促進、イベント実施時マスク着用率100%とすべく、商店街等がマスク未着用者に対してマスクの配布を実施する等、より具体的な事項を記載

・上記に加え、**事務局が、商店街等に対して感染防止対策に関するランダムチェックを実施**

※商店街等が、

- ・来街客に対して、イベントの宣伝チラシ等を活用してマスク着用の依頼などを行っているかどうか、
- ・イベントスタッフに対して、手指消毒の徹底や、発熱等の症状がある場合に自宅待機すること等のルールを周知徹底しているかどうか、
- ・手指消毒剤を設置し、会場の清掃、消毒、換気を徹底的に実施しているかどうか、
等をチェック。

→ 宣誓書の内容に従っていない事実が判明した場合、**契約破棄**とし、イベントは中止

③イベント開催後

感染防止対策に関する**実施内容報告の徹底**

3. 「Go To商店街」事業におけるコロナ対策②

- 本事業の実施に先立ち、感染状況とその評価について、各都道府県に対して確認を行い、問題がないとの確証が得られることが不可欠。
- それを前提に、10月中旬以降から、商店街等の募集開始を目指すこととしたい。
- 業界団体に確認したところ、商店街におけるイベント実施によるクラスター発生の事例はこれまでにない。事業実施期間中も、ガイドラインに従い、必要な感染症対策は徹底遵守。
- なお、いったん開始が決定された事業であっても、感染状況を踏まえ、都道府県から商店街等におけるイベント開催の自粛要請が発出された場合、自粛要請期間内に開催予定の商店街等におけるイベントについては、中止を含め、適切な対応を求めることとしたい。

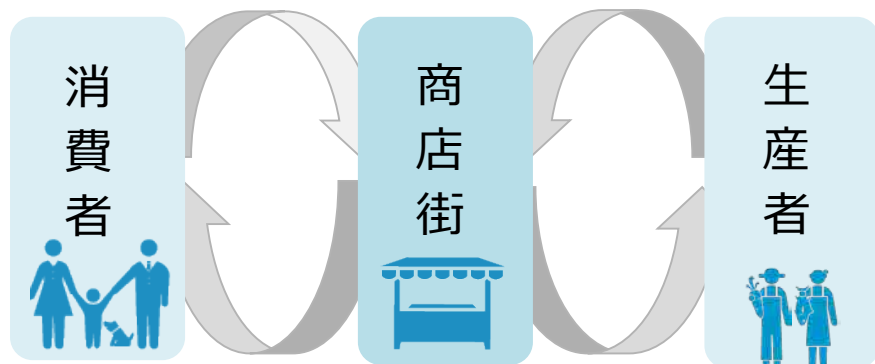
參考資料

(参考) 「Go To商店街」による支援の考え方

以下のような、地域の絆とそのための商店街の役割を意識して、事業を設計。

1. 本来の狙い

各地域で、消費者や生産者との接点を持つ商店街が、率先して「地元」の良さの発信や、地域社会の価値を見直すきっかけとなる取組を行い、地域に活気を取り戻していくことを通じて、商店街の活性化につなげたい。



【活動原則】

- ① 暮らしの安全・安心に積極的に貢献
- ② 地域住民が真に求める商品・サービスの提供
- ③ 地域コミュニティ・人と人とのつながりの構築

2. コロナ渦を意識した取組のポイント

- 常連化・・・感染対策に強い、安心して暮らせる街を目指し、**顧客の常連化を通じ、消費者との強い絆を回復**
- 平準化・・・消費者ニーズを汲み取りつつ、曜日差・季節差など**需要を平準化することで、供給側の負担を軽減**
- 短縮化・・・全国的な市場を介せず、**商店街が、消費者と生産者とを直接つなぐ場・機会を増やすハブに**

3. 「Go To商店街」事業の設計 (事業の進め方)

➤ 消費者と生産者の双方のニーズや課題を知る
→ 取材、アンケート調査等

➤ 消費者と生産者をつなぐ機会を企画 (感染対策前提)
→ イベント開催、景品等

➤ 実施成果をレビューし、成果を次につなげる
→ レポート作成・公表

国際的な人の往来の再開

令和 2 年 9 月 25 日

1. 新規入国許可対象の拡大

- (1) 感染状況の落ち着いている国・地域との間で開始している「レジデンストラック」(注1)について、10月1日から、ビジネス上必要な人材等に加え、順次、留学、家族滞在等のその他の在留資格も対象とし、新規入国を許可する。
- (2) さらに、10月1日から、原則として全ての国・地域の上記と同様の対象者について、順次、新規入国を許可。防疫措置を確約できる受入企業・団体がいることを条件とする(注2)。ただし、入国者数は限定的な範囲に留める。

(注1) 「国際的な人の往来再開に向けた段階的措置」(第38回新型コロナウイルス感染症対策本部(令和2年6月18日))に関し、現行の水際措置を維持した上で、追加的な防疫措置を確約できる受入企業・団体がいることを条件とする仕組みのうち、入国後14日間の待機は維持するもの。タイ、ベトナム、カンボジア、台湾、マレーシア、ミャンマー、ラオス、シンガポール、ブルネイの9か国・地域との間で運用を開始又は開始に合意。豪州、ニュージーランド、韓国、中国、香港、マカオ、モンゴルの7か国・地域との間で交渉中。

(注2) 出国前検査証明(入国拒否対象地域のみ)、入国後14日間の自宅待機・公共交通機関不使用等の防疫措置について、受入企業・団体が誓約書を通じて確約する。

2. 実施中の水際対策

第42回新型コロナウイルス感染症対策本部(令和2年8月28日開催)において当分の間実施することとした水際対策の措置のうち、航空機の到着空港の限定の措置については、各空港における入国時の検査能力の確保等の状況を踏まえ順次緩和を検討することとし、当該緩和は、検査能力の確保等の条件が整った空港から実施することとする。

以上

入国拒否対象地域の場合

(例：タイ、ベトナム、台湾)

X国	
	出国前
	<ul style="list-style-type: none">■ 我が国在外公館にて査証等申請（誓約書の提示を含む。）■ 14日間の健康モニタリング■ 検査証明の取得

日本	
	入国時
	<ul style="list-style-type: none">■ 空港での検査■ 質問票（健康状態等）の提出■ 誓約書の提出■ 検査証明の提出■ 接触確認アプリの導入等
	入国後
	<ul style="list-style-type: none">■ 14日間の公共交通機関不使用■ 14日間の自宅待機■ 14日間の健康フォローアップ■ 14日間の位置情報の保存

非入国拒否対象地域の場合

(例：カンボジア、ミャンマー、ラオス)

Y国	
	出国前
	<ul style="list-style-type: none">■ 我が国在外公館にて査証等申請（誓約書の提示を含む。）■ 14日間の健康モニタリング

日本	
	入国時
	<ul style="list-style-type: none">■ 質問票（健康状態等）の提出■ 誓約書の提出■ (接触確認アプリの導入等(推奨))
	入国後
	<ul style="list-style-type: none">■ 14日間の公共交通機関不使用■ 14日間の自宅待機■ (14日間の健康フォローアップ(推奨))■ (14日間の位置情報の保存(推奨))